

令和 2 年

市議会 3 月定例会議案

(追 加 分)

知 立 市

令和 2 年市議会 3 月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
総 務	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例）
	議案第 3 5 号	令和 2 年度知立市一般会計補正予算（第 1 号）

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例

（専決第 2 号）

（専決処分書別紙）

令和 2 年 3 月 2 日提出

知立市長 林 郁 夫

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を専決処分する。

令和2年2月28日

知立市長 林 郁



知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号。以下「報酬条例」という。）に規定する児童厚生員（以下「児童厚生員」という。）の令和2年3月における勤務に係る報酬の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(時間外勤務報酬)

第2条 児童厚生員であつて、定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられたものには、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務報酬を支給する。

2 時間外勤務報酬の額は、勤務1時間につき、報酬条例で定める児童厚生員の報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に、正規の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分を超えない場合における同号の規定の適用については、同号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられた児童厚生員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、報酬条例で定める児童厚生員の報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。ただし、児童厚生員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

(時間外勤務報酬の支給)

第3条 前条の規定による時間外勤務報酬の支給については、一般職の職員の時間外勤務手当の支給の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。